

## 戸沢村指定給水装置工事事業者 新規申請のご案内

- ◆ 戸沢村給水条例の適用される区域内における給水装置の工事は、戸沢村指定給水装置工事事業者規定条例第7条第1項により「指定」を受けたものが施行することとなっています。
- ◆ この「指定」を受けるための手続きは、以下の通りです。

### 【 指定の申請に必要な書類 】

個人	法人	申請の際に、お持ちいただくもの	備 考
○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書	表面と裏面があります。 (両面ともご記入ください。)
○	○	機械器具調書	器具の写真を添付願います。
○	○	誓約書	
○	—	住民票	<u>発行日から3か月以内のもの</u> を添付願います。
—	○	定款(写し)	<u>直近のもの</u> を添付願います。
—	○	登記事項証明書 又は 登記簿謄本	<u>発行日から3か月以内のもの</u> を添付願います。
△	△	賃貸借契約書 又は 公共料金等の支払い証の写し	申請する住所が登記事項証明書や住民票に記載のない場合に添付願います。
○	○	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	
○	○	主任技術者免状(写し)	<u>選任される主任技術者全員分の免状</u> 又は <u>技術者証の写し</u> を添付願います。

### 【 登録手数料 】

22,000円

### 【 申請場所 】

戸沢村役場 建設水道課 水道下水道係  
TEL:0233-72-2111(代表) FAX:0233-72-2116  
〒999-6401 山形県最上郡戸沢村大字古口270



【 添付書類記入方法 】

1. 『指定給水装置工事事業者指定申請書』

		個人	法人
表面	「申請者」欄※1	「住民票」のとおり記入する(字体も)。	「登録事項証明書」のとおり記入する。
	「役員」欄	記入不要	代表取締役から監査役まで役員全部を記入する(フリガナもお願いします)。
	「事業の範囲」欄	住民税の確定申告書等を参照して記入する。	登記簿謄本の「目的」欄※2を参照して記入する。
裏面	「事業所の名称」と「所在地」欄	表面の”申請者”欄と同じ場合でも記入する。また、給水装置工事を行おうとする事務所が複数ある場合は、その事業者も記入する。 (例: ~支店、~営業所 等)	
	「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄	選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名と、免状の交付番号を記入する。	

※1 ㊦には代表者の印をおしてください。

※2 指定給水装置工事事業者は、「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し「選任届」を提出することとされていますが(水道法施行規則第21条第1項)、戸沢村では指定の申請と併せて「選任届」を提出していただいております。

2. 『機械器具調書』

それぞれの機械器具について、1種類以上記入してください。

【 注意事項:有効期限 】

指定給水工事事業者の指定有効期限は、水道法第25条の3の2により5年となります。

更新対象の方には、申請方法等に関する書類を事前に郵送いたします。

【 参考:指定基準 】

1. 「指定給水装置工事事業者指定申請書」関係

戸沢村の給水区域について給水装置工事を行う事務所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる(予定の)者を置く者であること。

2. 「機械器具調書」関係

厚生労働省で定める次の機械器具を有するものであること。

- ・管の切断器具・・・金切りのこ等
- ・管の加工用具・・・やすり、パイプねじ切り器等
- ・管の接合用具・・・トーチランプ、パイプレンチ等
- ・水圧テストポンプ

3. 「誓約書」関係

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・戸沢村指定給水装置工事事業者規則の規定による指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ・給水装置工事に関し、不正または不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ・法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの



支店等を追加する場合は、指定事項変更の手続きとなります。  
(新規指定ではありませんので注意してください。)

# 指定給水装置工事事業者指定申請書

## 記入例

戸沢村長 加藤文明 殿

申請される日付を記入してください(以下同じ)

令和 ○○年 ○○月 ○○日

申請者

氏名又は名称

株式会社 戸沢設備工業



住

所

〒 999-6401

戸沢村大字古口270

代表者氏名

戸沢 太郎

TEL :0233-72-2111

FAX:0233-72-2116

住民票・登記事項証明書等の記載どおりに記入してください。

代表者の印を押してください。

※個人事業者の方は、実印、もしくは認印を押してください。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事  
第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるも者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
代表取締役 スイドウ タロウ 水道 太郎	<p>登記簿謄本に記載してある役員(代表取締役から監査役までの役員全員)を記入してください(法人のみ)。 ※個人事業者の方は、空欄で結構です。</p> <p>○法人事業者の方 登記簿謄本の「目的」欄に記載のものから、水道に関するものを抜粋して記入してください。 ※「目的」の欄に、給水装置に関する事業を行う者であるということが、明確に確認できる項目のあることが必要です。 例:「管工事業」「給排水設備工事業」「水道工事業」等</p> <p>○個人事業者の方 確定申告の内容等を参考に、事業内容を記入してください。</p> <p>「機械器具調書」に記入してください。</p>
取締役 スイドウ ジロウ 水道 次郎	
監査役 スイドウ サプロウ 水道 三郎	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表の通り

<b>記入例</b> 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 戸沢設備工業 戸沢支店
上記の事業所の所在地	〒999-6402 戸沢村大字〇〇〇〇 0233-〇〇-〇〇〇〇
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
スイドウ タロウ 水道 太郎 スイドウ ジロウ 水道 次郎 スイドウ サプロウ 水道 三郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3 5 7 1

実際に事業を行おうとする事業所の名称・所在地等を記入してください(表面の「申請者」と同じでも記入する)。

「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」を参考に記入してください。  
 ※「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」と同一となります。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記の事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<div data-bbox="204 1377 1420 1713" style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>上記以外にも、当該給水区域で事業を行っている事業所(営業所等)がある場合は、この欄に記入してください。            ※ 事業所が1箇所の方は空欄で結構です。            また、3箇所以上ある方は、この項をコピーして記入のうえ、添付してください。</p> </div>	

# 記入例

## 機械器具調書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日現在

種別	名称	型式・性能	数量	備考
管の切断用器具	<u>金切のこ</u>	固定式鋸弦	2	★
	パイプカッター	RB-80-CV(13~150mm用)	1	
	パイプ万力		1	
	バリ取り工具		1	
管の加工用	パイプベンター		2	
接合用	<u>やすり</u>	1/2~11/4インチ	5	★
	<u>パイプねじ切り器</u>	中目	2	★
	<u>トーチランプ</u>	N-100A	3	★
	<u>パイプレンチ</u>	ガスボンベ式	1	★
水圧テストポンプ	スパナ	13~100mm	3	
	電気ヒーター		1	
	<u>テストポンプ</u>	T-50K-P(手動式)	2	★

・上記はあくまで参考ですので、これ以外の器具(必須器具は除く)でも結構です。  
・各「種別」の欄に記入する項目で、必須の器具は必ず必要です。  
・水道法施行規則第20条で定める器具以外(掘削・締固め・運搬等)の記述の必要はありません。  
※備考★印は、省令で定める必須の器具です。  
・記載した項目について、種別ごとに所有器具の写真を添付してください。  
(添付する写真の様式は、任意となります。)

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

# 記入例

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申込者及びその役員は、  
水道法第25条の3第1項第3号イからホまでの  
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

次のいずれにも該当しない者であること

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・戸沢村指定給水装置工事事業者規則の規定による指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ・給水装置工事に関し、不正または不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ・法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの

称 株式会社 戸沢設備工業 

〒 999-6401  
所 戸沢村大字古口270

代表者氏名 戸沢 太郎

申請書の表面の「申請者」欄と同じものとなります。

戸沢村長 加 藤 文 明

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

記入例

戸沢村長 加藤文明 殿

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

届出者 氏名又は名称 株式会社 戸沢設備工業 印  
郵便番号・住所 〒999-6401 戸沢村大字古口270  
代表者氏名 戸沢 太郎  
電話番号 TEL:0233-72-2111  
FAX:0233-72-2116

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任解任の届出をします。

※新規申請の場合、この欄は記入しないでください。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 株式会社 戸沢設備工業		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の名称	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
スイドウ タロウ 水道 太郎 スイドウ ジロウ 水道 次郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」の写しを添付してください。 ※ 新規申し込みの場合、「指定給水装置工事事業者指定申請書」【裏面】と同一になります。		

## 戸沢村指定給水装置工事事業者 各種届出等のご案内

### 【 指定事項の変更 】

- ・名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に『指定給水装置工事事業者指定事項変更届け出書』(水道法施行規則様式第10)を提出してください。
- ・給水装置工事技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生した日から2週間以内に『給水装置工事主任技術者選任・解任届出書』を提出してください。
- ※なお、給水装置工事主任技術者を欠いた状態は、指定の取り消し要件に該当しますので注

### 【 提出書類 】

届出の種類		定款の写し	登記事項証明書	住民票	誓約書	備考	
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○	○		定款は直近のもの  登記事項証明書、住民票、は発行日から3か月以内のもの  支店の移転等、本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないもの  免状又は主任義通車掌の写しを添付(選任のみ)	
		個人			○		
	住所	法人	○	○			
		個人			○		
	代表者	法人	○	○			○
		個人		○			○
	役員	法人					
		個人					
	事業所の名称又は所在地	法人					
		個人					
主任技術者の選任・解任	法人						
	個人						

※『氏名』の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名」の変更です。  
 ※法人・個人を問わず事業者の承継(個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立)は一切できません。  
 この場合には「廃止」→「新規」の手続きを取ってください。  
 ※「有限」→「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなし、名称変更のみとなります

### 【 事業の廃止・休止・再開の届出 】

廃業や合併による消滅等があったときは、次の通り「給水工事事業者 廃止 届出書」(水道法施行規則様式第11号)を提出してください。

- 廃止・休止 ……当該廃止又は休止の日から30日以内
- 再 開 ……当該再開の日から10日以内